

建物の関係者の皆様へ

～知っていますか 防火対象物の使用開始届出～

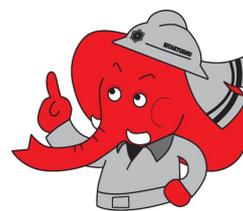
北九州市消防局からのお知らせ

建物の関係者の皆様で、建物の新築や増築、用途変更などを計画している場合は、防火対象物の使用開始届出など手続きが必要になることがありますので、事前に最寄りの消防署に相談してください。

防火対象物の使用開始届出とは？

北九州市では、一般住宅（一戸建ての住宅）を除いて、共同住宅やビルなどを新築した場合や事業を行う目的でテナントビルに入居する場合などで、それぞれの用途に使用しようとする方は、使用開始の7日前までに、その旨をその場所を管轄する消防署長に届け出る必要があります。これを防火対象物の使用開始届出といいます。また、既に使用している建物でも、その用途を変更する場合などは、同様の届出が必要になります。

（北九州市火災予防条例第65条）



北九州市消防局マスコット「消すぞう君」

なぜ届出が必要なのか？

消防が防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認や消防用設備等（消火器や自動火災報知設備）の設置状況などを事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保するためです。

消防署に相談してください！

まずは、建物住所を管轄する消防署へ事前に相談してください。

窓口	所在地	電話番号
門司消防署 予防課	門司区大里東一丁目4番10号	093-372-0119
小倉北消防署 予防課	小倉北区大手町8番38号	093-582-0119
小倉南消防署 予防課	小倉南区若園五丁目1番3号	093-951-0119
若松消防署 予防課	若松区桜町1番28号	093-752-0119
八幡東消防署 予防課	八幡東区大谷一丁目3番1号	093-663-0119
八幡西消防署 予防課	八幡西区相生町19番19号	093-622-0119
戸畑消防署 予防課	戸畑区新池二丁目1番15号	093-861-0119